

プランS ～合祀室改葬等許可制度（以下、A制度）を申請する場合の手続きの流れ～

< 環境衛生課（庁舎6階）とのやり取り >

① 本事業の申請書類を環境衛生課（庁舎6階）に提出する。

【書類】 A 3号使用許可申請書／誓約書／墓所使用許可証の写し

【摘要】 * ご遺骨（墓所に埋蔵されているもの）の全てを合葬式墓地（合祀室）に改葬することは、原則認めない。
* **改葬するご遺骨1体（骨壺1体）につき、使用料35,000円**の支払いが必要。
* 本手続きは、同様の共同埋蔵施設である樹林墓地への改葬を認めるものではない。
* 墓所を引き続き使用する場合は、合葬式墓地（合祀室）の生前予約はできない。



② 申請の翌月許可日に、合葬式墓地（直接埋蔵）使用許可証等を受け取る。

【書類】 A 合葬式墓地（直接埋蔵）使用許可証 ※改葬骨人数分を交付
改葬許可申請書 ※改葬骨人数分を交付、**市民課（庁舎1階）で、改葬許可証を取得する際に必要**
使用料納付書 ※改葬骨人数分を交付／埋蔵・収蔵・改葬届 ※改葬骨人数分を交付



< 墓地公園管理事務所とのやり取り >

③ 墓地公園管理事務所で、ご遺骨（墓所に埋蔵されているもの）の埋蔵（改葬）届を行う。

【書類】 A 墓所使用許可証
合葬式墓地（直接埋蔵）使用許可証 ※改葬骨人数分
使用料領収書 ※改葬骨人数分
改葬許可証 ※改葬骨人数分／埋蔵・収蔵・改葬届 ※改葬骨人数分

【摘要】 * **本手続き前に、庁舎1階の市民課で、改葬許可証の取得手続きが別途必要。**

④ **墓地公園複合霊堂**に、合葬式墓地に改葬するご遺骨（墓所に埋蔵されているもの）を持ち込む。

【摘要】 * 原則、この時初めて持ち込む骨壺数が確定する。
* **合葬式墓地（直接埋蔵）使用許可証は、裏面記入の上、返却される。**
* **墓所使用許可証は、裏面記入の上、返却される。**
* 原則、翌月初旬に共同埋蔵される。